

児童館と児童クラブの区別

項目	児童館	児童クラブ
事業名	児童館管理運営事業	放課後児童健全育成事業
目的	児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする。(児童福祉法第40条)	義務教育学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適正な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。(児童福祉法第6条二の2)
設置主体	木城町	木城町
経営主体	木城町社会福祉協議会	木城町社会福祉協議会
対象児童	幼児、小学生～高校生 (幼児は保護者同伴)	放課後児童(小1～小6年生)定員50名 但し低学年優先
開館日	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日
休館日	日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日、年末年始(12月29日～1月3日)	日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日、年末年始(12月29日～1月3日)
利用方法	登録制	登録制
申請書類	児童館利用承認申請書	放課後児童クラブ入会申請書、就労証明書等、誓約書
開館時間	義務教育校の授業の休業日以外の日(平日) 午後1時～午後6時 義務教育学校の授業の休業日(土曜及び長期休暇期間) 午前10時～午後6時	義務教育学校の授業の休業日以外の日(平日) 午後1時～午後6時30分 義務教育学校の授業の休業日(土曜及び長期休暇期間) 必ず保護者の送迎が必要です。 午前7時30分～午後6時30分
保険	児童安全共済(施設加入/負担無し)	児童クラブ傷害保険(1,620円/自己負担)
利用料	原則として無料	負担金/月2,000円(但し8月 4,000円)
管理	敷地内活動及び職員管理下の館外活動	敷地内活動及び職員管理下の館外活動
弁当	持参できる	持参できる
おやつ	義務教育学校の授業の休業日は持参できる	義務教育学校の授業の休業日は持参できる クラブからのおやつの提供有
出席確認	する	する
緊急時	保護者に連絡(事故、けが、急病等)	保護者に連絡(事故、けが、急病等)
保護者の会	有り 名称 地域活動クラブ (全保護者年会費1,000円)	有り 名称 木城っ子児童クラブ保護者の会
館外活動	午後5時までに遊具片づけをし、帰宅又は館内で保護者の迎えを待つ。迎えがない場合、午後5時までに帰宅	午後5時までに遊具の片づけをし、児童クラブ室で保護者の迎えを待つ。保護者会との協同で遠足等も可
帰宅準備	午後5時00分～帰宅準備をし児童館内で静かに過ごす。	午後5時00分～帰宅準備をし児童クラブ内で静かに過ごす(原則保護者送迎)
閉館時間	午後6時00分(時間厳守)	午後6時30分(時間厳守)